

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の実施に関するガイドライン」
新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の実施に関するガイドライン	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の実施に関するガイドライン
<p style="text-align: center;">法務省大臣官房司法法制部 平成18年6月20日制定 (最終改正 <u>令和3年11月1日</u>)</p>	<p style="text-align: center;">法務省大臣官房司法法制部 平成18年6月20日制定 (最終改正 <u>令和3年3月31日</u>)</p>
目次 (略)	目次 (略)
改正経緯 <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年6月20日制定(平成19年4月1日施行) ・平成27年1月6日改正(同日施行) ・平成31年2月28日改正(同日施行) ・令和元年9月13日改正(令和元年9月14日施行) ・令和3年3月31日改正(同日施行) ・<u>令和3年11月1日改正(同日施行)</u> 	改正経緯 <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年6月20日制定(平成19年4月1日施行) ・平成27年1月6日改正(同日施行) ・平成31年2月28日改正(同日施行) ・令和元年9月13日改正(令和元年9月14日施行) ・令和3年3月31日改正(同日施行) (新設)
1～6 (略)	1～6 (略)
7 変更の認証について(法第12条関係)	7 変更の認証について(法第12条関係)
(1) 変更の認証を要しない軽微な変更のうち、規則第10条第3号の「認証紛争解決手続の業務を行う知識又は能力の減少を伴わず、かつ、紛争の当事者に負担の増加その他の不利益を及ぼすことがないもの」については、例えば、次の変更がこれに該当する。	(1) 変更の認証を要しない軽微な変更のうち、規則第10条第3号の「認証紛争解決手続の業務を行う知識又は能力の減少を伴わず、かつ、紛争の当事者に負担の増加その他の不利益を及ぼすことがないもの」については、例えば、次の変更がこれに該当する。
ア～カ (略)	ア～カ (略)
キ <u>認証紛争解決手続に係る期日の実施方法について、対面の方法に加えて、ウェブ会議又はテレビ会議(以下、併せて「ウェブ会議等」という。)の方法によるものとする変更(期日の参加方法について、当事者において所定の場所に出頭を希望する場合には</u>	(新設)

出頭による方法を選択できるものとした上で、ウェブ会議等の方法により実施される期日の内容が第三者に漏えいすることを防止するため、以下のような規律及び措置を定めている場合に限る。)

①ウェブ会議の方法により期日を実施する場合にあつては、通信の暗号化措置が施されたウェブ会議システムを使用する(例えば、一般的に利用されているウェブ会議システムで、最新のバージョンにアップデートされたものを使用することは、これに該当する。)とともに、一般的なセキュリティ対策が施された端末を使用する(例えば、最新のバージョンにアップデートされたOSやセキュリティソフトが導入された端末を使用することは、これに該当する。)こと。また、ウェブ会議システムを通じて期日に参加しようとする当事者に対して、上記のような端末を使用することを義務付けるものとすること

②ウェブ会議等の方法により期日を実施する場合にあつては、期日における手続の内容について当事者が録音又は録画することの可否を定めた上、当事者に対して、その旨を事前に説明するとともに、期日における手続の内容を放送し、又は公衆送信することを禁ずるものとすること

③ウェブ会議等の方法により期日を実施する場合にあつては、手続実施者及び当事者に対して、許諾を得ていない第三者が視聴できない環境で参加することを義務付けるものとすること

(法第6条第7号、11号、第14号関係)

ク～タ (略)

(2) (略)

(3) (略)

8～15 (略)

キ～ソ (略)

(2) (略)

(3) (略)

8～15 (略)